

令和2年第7回甲良町議会臨時会会議録

令和2年11月12日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 議案第56号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
第4 事務検査報告（令和2年9月定例会 発議第19号
事務検査に関する決議 大町善士雄前議員の失職に関する事項）
第5 事務検査報告（令和2年9月定例会 発議第20号
事務検査に関する決議 令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告および令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算に関する事項）

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 川 雅 博	学校教育課長	藤 村 善 信
会計管理者	宮 川 哲 郎	建設水道課長	村 岸 勉
企画監理課長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建設水道課参事	丸 山 正
保健福祉課長	中 村 康 之	総務課主幹	岩 瀬 龍 平
産 業 課 長	西 村 克 英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 橋 本 浩 美

書

記

白波瀬

愛

(午前 10 時 35 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席議員数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年第 7 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 山田充議員、4 番 山田裕康議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 2 年第 7 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の提出案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 56 号は、令和 2 年度甲良町一般会計補正予算(第 7 号)で、255 万円を追加いたし、補正後の予算総額を 5 億 8,647 万 4,000 円とするものでございます。

補正項目といたしまして、歳入では、財政調整基金の繰入金で 255 万円増額いたすものであります。歳出におきましては、総務管理費で特別定額給付金事業処理業務委託 100 万円、システム改修委託 65 万円、特別定額給付金 3,450 万円などを追加いたし、地方創生特別補助金 3,410 万円を減額いたすものであります。

今回の補正は、甲良町新型コロナウイルス感染症対応地方創生特別補助金のうち人口割相当分、いわゆる町民 1 人当たり 5,000 円の配布を町行政で行う予算の編成替えを行う補正であります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**阪東議長** 次に、日程第3 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第56号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

令和2年11月12日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第56号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第7号)を説明いたします。

予算書の裏面をお願いいたします。歳入歳出それぞれに255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,647万4,000円にするものであります。

次のページ、第1表をお願いします。歳入の部であります。18款繰入金、補正額255万円。歳入合計255万円であります。

次のページをお願いします。歳出の部です。2款総務費、補正額255万円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 11番 西澤です。全協でもお尋ねしましたけども、改めて確認をしておきたいと思います。

1つは、この給付方法です。まだ定かに決まっていないということでありましたので、簡便な方法で、しかも確実な方法というのをぜひ求めていきたい、求めたいというように思います。それで、重要な参考にしていただきたいのは、税金の還付方法です。現金が受け取れる方法でありますし、郵便局に現金を日常的に扱う業務がそれぞれ委託をされているところです。そういう点では国税局、税務署の方に確認を、参考にしていただいて、その方法を採用していただけると、ぜひ分かりやすい方法だというように思います。

還付申請、還付金の受け取りは、はがきで来ます。はがきですから、封筒よりもまず郵送代金がうんと安くなります。そして、確実に通知がされる。通知の方法は、私が受け取っている経験でいいますと普通郵便ですけども、書留という方法もあります。その方法ですと確実に届くということでもありますので、そういう点では届いた人と届かなかった人が掌握できる方法もありますので、その点も採用をしていただきたいというように思いますが、改め

てどういう状況を選択されるのか説明願いたいと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今回の段階では何も考えてはいない状況ではあります。今後、検討の対象になると思っております。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 当初の案から、5,000円をそれぞれ町民に給付をするという修正議決に沿って、今回、提案をされ、そしてそれに伴う事務経費等が計上されたという点で、町民の願い、一部反映した議案だということに思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第56号は可決されました。

次に、日程第4 事務検査報告の件を議題とします。

本件については、総務民生常任委員長の報告を求めます。

建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 それでは、大町善士雄前議員に関わることににつきましての事務検査を行いました報告を行います。

検査事項につきましては、令和2年9月定例会で発議第19号 事務検査に関する決議を受けて、大町善士雄前議員の失職に関する事項についてでございます。

検査日は令和2年10月8日、10月14日、10月28日と3回に分けて行われました。

検査の結果でございますが、大町前議員の7月から8月における状況については、議員失職やいつ収監されるか等の話題や情報・うわさが飛び交っていた時期であります。8月3日から同12日、この12日というのは非常に重要な日であります、は臨時議会の開会中でもありました。

8月8日に大町前議員の「既決犯罪通知書」が大津地方検察庁から住民課戸籍係宛てに簡易書留・親展郵便で町役場に届きました。この8月8日というのは土曜日なんです。そして日曜日、また月曜日は祝日になりました。それでもって、8月11日に住民課が受領しました。

その内容により、7月27日に大町前議員は失職していたことが分かりました。

このような重要通知、それも現職の町会議員が失職しているにもかかわらず、町長に速やかな報告を怠ったことは大きな失態であり、怠慢であります。これも臨時議会の会期中、失職した議員が明日、本会議に出てくることがあってはならないというそういったこと、何としても阻止しなければならないという思いが全然そこにはなかったということでございます。

次に、町長は、このことの報告は8月12日の議会が閉会した後に受けたとしながら、議会には何ら報告や連絡はしてきませんでした。

ただ、8月24日の夕刻、9月議会での一般質問の通告書が大町前議員が持ってきたから、やむなく議長に「大町議員は既に失職しているので一般質問は受けられません」と連絡してきただけであります。町長は元々議会には連絡する義務はないとの姿勢でありました。

そこで、結論です。

8月11日に住民課が受領した通知が、町と議会にとって最も重大な事態であるとの認識の下、迅速に処理していたら、8月12日の臨時議会最終日には大町前議員の出席は回避できました。

行政、特に住民課や総務課は、そのような状況であるとの現状認識と問題意識が欠如していたことと、近くこのような通知が来るとの予測、注意力に欠けていました。

町長をはじめ、幹部職員の共通認識とする根本的努力に大きな欠陥がありました。

この問題の鍵を握るのは「8月11日付にて町長から選挙管理委員会に宛てた通知文書」である。これは町長名で出されており、野瀬町長が「知らない」と回答していることが極めて不自然であり、強い疑念を抱かざるを得ません。

真に町長が認知しないうちに文書が送付されているのであれば、こんな事務処理を許してはならない。住民課が決裁した時点の11日から12日の朝にかけて、町長が「知らない」としていること自体、信じることはできません。疑惑濃厚だと言わざるを得ません。

その決裁文書というのはここにあるんですが、ここに、11日に既にもう決裁がされている内容になっています。わざわざ「町長は8月13日に決裁

しました」とメモ書きが、この決裁書に書いてある。そういうことでの疑念であります。

回避できた事例にもかかわらず回避できなかったことで、新聞にも大きく報道され、町民からは信用を失墜し、町外には大きな恥をかいた。それにとどまらず、町そのものへの信頼を深く傷つけました。

議会をどう思っているのか、議会を軽視しているのか。「議会と緊密に連携を取り、議長とも認識を共有しながら進めていきたい」と言ったことと相反している。

このことは、町のトップである町長の行政姿勢・思考、議会への対応に問題があります。特に、職員への指導・指揮、管理・監督ができていないことに大きな責任があります。なぜなら、近くこういう通知が多分来るであろう、来たら即知らせよという指示、そういったことが幹部職員には言えていなかった。

よって、関係職員の反省と懲戒は当然ながら、まず町長が率先して反省と責任を果たすことであります。

以上、報告です。

○**阪東議長** 以上で、総務民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 3点ばかりお尋ねをいたします。

1つは、検査の対象です。8月3日に臨時議会が開催をされました。それで、検査の対象が12日、議会の終了日です。それで、通知が届いた、報告にもありました8月8日からの問題、つまり最終日そのものに大町前議員が出席をしている、そのことを検査の対象にしたという範囲を改めて、再確認ですけれども、したということによろしいでしょうか。

それから、2つ目は、最後のくだりに、町長の責任に関わって述べられています。町長選挙の公約でも繰り返し掲げられた職員力の向上、これ、委員会でも私、発言をさせていただきました。そして、職員の服務に関する第三者調査委員会を設置するなど、職員の質、能力の向上に取り組む姿勢を強調したかのようなポーズを打ち出していました。ところが、実態は正反対の方向に進んできたのが現在の野瀬町政の偽らざる実態だというように私は思っていますが、そのことから、その報告書の3行目のところは、そのような深い事実を指しているというように理解をしています。委員長はどういうように考えておられるかお答えください。

もう一つは、最後のところですね。「まず町長が率先して反省と責任を果たすことである」。具体的には、委員長としてはどういような見解を持ってお

られるかお聞かせ願いたいというように思っています。よろしくお願いします。

○阪東議長 建部議員。

○建部総務民生常任委員会委員長 お答えをいたします。

まず、検査の日を8月8日云々ということですが、実は私、この8月8日、土曜日なんです、そのときは役場は休みの日です。そのときに届いた文書が、休日が3日間続いた中で、その休日が明けた日にそのことが開けて見られているという、そこに1つ、やはりちょっと考えなければならない部分があるということを考えました。

それは簡易書留、そして親展郵便で来ているんです。それも「大津検察庁」と、封筒書きにはそのように出ているんです。そのような重要な文書が、そういう封筒の中に入れて来ている。仮にその土曜日の土直の者が、仮にその文書を見たら、少なくとも「住民課戸籍係御中」としていただきますので、住民課長に「休みだけこういう文書が来ていますよ」という連絡をして、やはりその対処をすべきであったのではないかという、そういう手続上のことが、現実、8月8日にその文書が届いているということを問題視したわけでございます。

そして、2つ目の、西澤議員が言われました、初めから3行目という部分はどこでしょうか。8月3日から12日までの臨時議会のことでしょうか。

○西澤議員 いや、職員への。下から3行目。

○建部総務民生常任委員会委員長 下から3行目というのは。

○西澤議員 職員への指導、管理。

○建部総務民生常任委員会委員長 ただ、8月20……。これは。

○西澤議員 最後の。

○建部総務民生常任委員会委員長 最後の方ですね。

○西澤議員 そうです、そうです。最後のところ。すいません。

○建部総務民生常任委員会委員長 最後の、下から3行目です。これはやはり日常、仮に大町議員の問題だけじゃないんですが、町行政でもやはり重要視しなければならない事象というのは幾つかあるんですが、そういう中で、日頃からやはりそういうことへの指摘なり、指導なり、指揮なりをできていなかった。例えばこういうことがあるが、こういうことが想定されるが、やはりこういうことに十分気をつけてほしいとか、そういう指揮。

そして、先ほど西澤議員が言われた職員力の向上なんていうようなことも公約に挙げてやられていましたけど、全くと言っていいほど職員への指導、助言、そういったことがやられていない。職員力は向上するどころか、最近特にそういうミスがあったりして、職員力はむしろ低下しているという現

状であります。

それと、3点目で、町長への反省と責任。私はこの反省と責任は、もちろん自分の指揮、監督なり、そしてからこういうことが予想されるということについて、事前に「通知が来たら即私に知らせろ」というような指揮ができていなかった。そういうこととか、併せてこの問題、もちろんその文書を受け取った担当、主管課があるわけですが、そこの反省よりも、むしろそういう幹部職員への指導が、また自分の思いが周知されていなかったという、そういう反省をぜひともしていただかないと困る。

それと、やはりこの問題の一番の責任はトップである町長にあるという認識で、私は町長の減給処分をぜひとも自ら行うことを求めたいという意味で、反省と責任を果たすことであるという意味をここで掲げました。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 分かりました。

それで、1番目の質問の中で漏れていたなというように、漏れてはいなかったんですけども、ちょっと認識としては不十分だったかなというように思います。それで、大町議員は3日の日にも登壇をしています。ですから検査の対象……。私、検査決議を提案する段階で、3日から町に届く、8日というのは委員会を開いて初めて通知がされたというのが分かってきたわけですけども、12日までの間。ですから、12日に登壇させてしまったということ自体を検査の対象にしているということで、3日の段階は町としての失態、不始末としては対象にしていけないというのを再確認で、いいかどうかを。対象にしていけないというように思いますので、再確認でお願いしたいというように思います。

○**阪東議長** 建部委員長。

○**建部総務民生常任委員会委員長** 正直に言って、8月3日から12日の臨時議会の会期なんですけど、この8月3日の件については、私自身、本当に認識はありませんでした。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○**山田裕康議員** この文書を読ませていただきまして、私が委員会で感じていたことなんですけど、この11日の夕方には総務課まで連絡が行っているということが一番重要視されていなければいけないなと思いますし、総務課の選挙管理委員会の事務局ということで、何回も顧問弁護士に相談をされており、7月6日には失職は、刑の確定日だということもちゃんと弁護士から連

絡は受けております。そのようなことがあったにもかかわらず、このような失態を犯したということで、このことはやっぱり、そのことを知りながら１２日に登壇させたということはやはり重要視しなければならないし、ここに書かれております、やはり反省と懲戒は当然ながらということを強く私は思っておりますが、委員長といたしましても、やっぱり強く思っているということをもう一度、再確認をさせていただきます。

○**阪東議長** 建部委員長。

○**建部総務民生常任委員会委員長** ここには表記していませんでしたが、この８月１１日、夕方以降に総務課長も知り得たということは本人も認めた事実であります、ここには上げていません。ただ、冒頭の方で住民課や総務課というような、これは「課」と書いていますが「課長」を表してのことでございますので、当然その責任は負うべきだというふうに思っております。

○**阪東議長** ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第５ 事務検査報告の件を議題とします。

本件については、産業建設文教常任委員会の報告を求めます。

丸山委員長。

○**丸山産業建設文教常任委員会委員長** それでは、甲良町議会議長 阪東佐智男様。

産業建設常任委員会委員長 丸山です。

事務検査報告書。

本委員会に付託された事件について、検査の結果を会議規則第７７条の規定により、文書で報告いたしました。それにつき、要約して報告します。

検査事項。

令和２年９月定例会 発議第２０号 事務検査に関する決議。

令和元年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率および令和元年度甲良町下水道事業特別会計決算に関する事項。

検査日。

令和２年１０月８日。

検査の結果。

令和元年度甲良町下水道事業特別会計における資金不足比率が４４．１％となり、経営健全化基準を超えた。その原因については、会計管理者や前任者、財政担当から指示を受けたにもかかわらず、担当者、建設水道課参事が適正な処理をしていなかったことである。

結論。

認識不足だけでは済まされない事案であり、町民は納得しない。課内で連携し、日常的に報告、連絡、相談をするべきである。

町全体においても、年度末間際の事務執行がないよう、事務改善をされた

い。

以上です。

○**阪東議長** 以上で、産業建設文教常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 委員会の検査日、傍聴させていただきました。議論はそういう委員長報告の中にまとめられているというように思いますが、強調する上で、1点だけお尋ねを……。2点お尋ねさせてもらいます。

検査の結果のところの下の方にも書かれていますが「担当者のみの判断にとどまり」、私はこれを大変大事な視点だというように思いました。「課内の共有や庁舎内の連携がおろそかな上、県および他町の情報収集や赤字決算となり資金不足に陥った場合の影響」云々のところの指摘ですね。これは非常に大事だというように思います。

それで、課長や会計管理者、これが事前に「こうしなあきませんよ」というので指導をしているんですよね。それで、その指導の結果、ちゃんと直ったかというのを3月31日までに再点検。ある意味では再点検、この表現は合わないかと思いますが、正しい処理をちゃんとしているかというのを確認をする必要があるというように思いますね。それをやはりしていなかったというのがこの中に含まれているというように私は思いますし、そういう指摘が非常に大事だと。

つまり、町として、全体として誤りを防ぐ、未然に防止をするというやはり体制が欠如していたことがこの文書全体でもよく分かりますので、委員長としてはそのことを強調したかったのではないかと思いますし、総務課長や、それから町長の指導、監督責任、これが厳しく問われる事案だというように思いますので、改めて、委員長、どういう見解を持っておられるか。

全協でも私、申しましたように、町長や、それから建設水道課の課長が回答をしていましたように、町長がじきじきに謝りに行かねばならない事案ではないかというように考えたぐらい、やはり大きな失態をしてしまったわけですから、そういう点、やはり大事な指摘だと思いますので、委員長、よろしくお願いします。

○**阪東議長** 丸山委員長。

○**丸山産業建設文教常任委員会委員長** 西澤議員の今の質問に答えたいと思いますが、確かに総務民生常任委員会の方もあのときは傍聴していただい

たと思うんですが、ここに書いてあるように、会計管理者から、あのときは各担当課長からということでありましたが、後で聞いたら会計管理者や前任者、財政担当からの指示はしていたということでありましたが、あのときに言ったように、担当課の建設水道課参事が「私が何も一切していませんでした、すいませんでした」という答弁だったものですから、その後、深くは聞いておらんのですが、一番の原因としては、やっぱり参事が自分自身、何もしていなかったというのを認めた後、もうそれ以上、追及はしなかったことであります。

以上です。

○阪東議長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 本日、令和２年度第７回臨時会におきまして、一般会計補正予算（第７号）につきまして可決をいただき、ありがとうございました。執行に向けての準備にかかりたいと存じております。

また、今後の１２月定例議会の日程の前でございしますが、１１月２７日に臨時会をお願いしております。人事院勧告に伴っての給与条例改正をお願いしたいものでございます。

本日はご多用の中、大変ありがとうございました。お礼を申し上げまして、臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○阪東議長 これをもって、令和２年第７回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでした。

(午前１１時１２分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康